

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新井 穰

一 許可番号

令和八年十月九日

指令川建セ第〇七〇〇七一号

二 検査済証番号

令和八年十月二十七日

川建セ第〇八〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀字下ソリ一番外、大字田中字藤坂三十五番一外、大字馬場字間ノ田百四十番二外 全二十三筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川二千四百九十番地

ときがわ町長 前田 榮